

見積執行票

件 名		ロータリ除雪車の購入			
納 入 期 限		令和 7年 11月 30日 まで			
納 入 場 所		青森市道路補修事務所			
業 種 ・ 品 目		0500-05 車両、車両用品、点検、修理 / 建設用車両（各種ショベル類、ブルドーザ）			
見 積 提 出	日時	令和 7年 5月 9日 午前 10時 00分			
	場所	総務部契約課			
決 定 金 額	¥55,880,000 (うち消費税相当額 ¥5,080,000)				
隨 契 理 由	<p>今回購入するロータリ除雪車は、取得から年数が経過し、劣化や部品調達の懸念が生じていることから、生活道路等における除排雪の作業を支援するため、新たな除雪機を購入するものである。</p> <p>本市の登録業者のうち、業種「車両、車両用品、点検、修理」、品目「建設用車両（各種ショベル類、ブルドーザ）」に登録を有する者 33 者に対して取扱いの可否について照会した結果、取扱い可能な業者は、(株)青工 青森支店及び(有)尾崎自動車商会の 2 者であった。</p> <p>令和 7 年 4 月 30 日に指名競争入札を執行した結果、1 回目の入札では両者とも予定価格を上回ったため、再度入札を執行しようとしたが、2 者のうち 1 者が辞退し、入札参加者が 1 者となつことから、入札を中止したものである。</p> <p>ロータリ除雪車は、今シーズンの使用を見据え、納入期限を令和 7 年 11 月 30 日までとしており、改めて指名競争入札を行う時間的余裕がないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するものと認め、再度入札への参加表明をした唯一の者である(株)青工 青森支店と随意契約の方法により契約を締結するものであり、青森市財務規則第 123 条ただし書の規定に基づき、1 人から見積書を徴すこととする。</p>				
決 定 者	(株)青工 青森支店 支店長 工藤 光治				

外税

見 積 結 果						
No	業 者 名	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	結果
1	(株)青工 青森支店 支店長 工藤 光治	¥50,800,000				決定

契約番号

7-300687

受付番号

7-1122